

# 【新規】商業地魅力アップ支援事業 補助金について

商店街等が実施する地域における商業の活性化及び商業地としての機能の充実に寄与する事業を支援することで市内の商業地の魅力の増進を図り、もって長期的な商業の発展を図ることを目的とする。

## (1) 商店街活性化計画策定支援事業補助金

商店街が活性化計画を策定する事業に対し補助  
補助率 1/2 限度額 50 万円

## (2) 活性化計画に基づく事業支援

商店街が行う商店街活性化計画に基づいて実施される次の 2 事業

商店街活性化計画を策定し、下記①②を同計画に位置づけていることが条件。

### ① 連携等支援事業補助金

他団体と連携した事業に対し補助  
1 年目：補助率 1/2 限度額 40 万円  
2 年目：補助率 1/3 限度額 25 万円

※他団体：地域の大型商業施設、他商店街、大学、市民団体、企業、事業所及び起業家の集まりなど

### ② 起業・創業促進新規出店支援事業補助金

空き店舗へ出店する事業者に対し補助  
改装費補助：補助率 1/5 限度額 50 万円

※ただし、大津・女性ビジネスプラットフォームファイナリスト等の特定の起業者に限り家賃補助も可能

## (1) 商店街活性化計画策定支援事業補助金

商店街が今後目指すビジョンを掲げ、商店街の活性化に向けた具体的な計画を策定することを支援

**補助対象者** 市内商店街 **補助事業** 商店街活性化計画の策定

**補助対象経費** 委託料、謝礼、旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費

**計画に記載する項目** 商店街の現状分析、市民ニーズの調査及びその分析、商店街活性化の方向性・将来ビジョン、将来ビジョンを達成するために実施する事業、将来ビジョン達成のための取組み体制、商店街活性化の数値目標

## (2) 活性化計画に基づく事業支援

### ① 連携等支援事業補助金

商店街が他団体と連携し実施する、商店街及び地域の活性化に資する事業を支援

**補助対象者** 商店街活性化計画を策定した市内商店街

**補助事業** 商店街活性化計画に基づき、他団体と連携し行う事業

**補助対象経費** (1)の補助対象経費に加え、事業に係る工事請負費、原材料費、使用料及び賃借料、広告料、保険料その他の経費

### ② 起業・創業促進新規出店支援事業補助金

商店街の推薦を受け、空き店舗において起業・創業しようとする者を支援

**補助対象** 商店街活性化計画を策定した商店街で、同計画に基づき商店街区域内の空き店舗を借り上げて事業を営もうとする者

**補助事業** 商店街における空き店舗を借り上げて店舗を再生する事業

**補助対象経費** 改装費

ただし、大津・女性ビジネスプラットフォームファイナリスト及び特定創業支援等事業による支援を受けた事業者※のみ家賃も補助対象とする。

※産業競争力強化法第 128 条第 2 項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第 2 条第 26 項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けた事業者

# 大津市商業地魅力アップ支援事業補助金

## 目的

商店街等が実施する地域における商業の活性化及び商業地としての機能の充実に寄与する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、市内の商業地の魅力の増進を図り、もって長期的な商業の発展を図ることを目的とする。

## 補助一覧

(1) 商店街活性化計画策定支援事業補助金

(2) 商店街活性化計画に基づく事業支援

① 連携等支援事業補助金

② 起業・創業促進新規出店支援事業補助金

ア 改装費補助金

イ 家賃補助金

## (1) 商店街活性化計画策定支援事業補助金

### 目的

商店街活性化計画の策定に係る取組みを支援することで、市内の商業地の魅力の増進を図り、もって長期的な商業の発展を図る。

### 申込みができる方

市内商店街

### 対象となる事業

商店街が取り組む、商店街活性化計画の策定

商店街活性化計画とは、商店街が次に掲げる項目を明らかにした計画であって、その計画期間が3年以上であるもの

- 商店街の現状分析
- 市民ニーズの調査及びその分析
- 商店街活性化の方向性・将来ビジョン
- 将来ビジョンを達成するために実施する事業
- 将来ビジョンを達成するための取組体制
- 商店街活性化の数値目標

### 対象となる経費

補助事業の実施に要する次に掲げる経費であって、市長が必要と認めるもの。ただし、商店街の運営に係る経費、商店街の内部関係者の飲食等食糧費に相当する経費その他補助することが適当でないと思われる経費を除く。

- ・ 委託料
- ・ 謝礼、旅費等（商店街の内部関係者に対して支払うものを除く。）
- ・ 印刷製本費
- ・ 消耗品費
- ・ 通信運搬費（郵送料に限る。）

### 補助率・補助金額

補助対象経費の2分の1に相当する額。ただし、500,000円を上限とする。

## 申請時に必要な書類

- 大津市商業地魅力アップ支援事業補助金補助金交付申請書（様式第1号）
- 商店街活性化計画策定支援事業補助金事業実施計画書（参考様式第2号）
- 経費内訳書（参考様式第3号）
- 規約
- 計画策定の決議が行われたことを証する書類
- その他市長が必要と認める書類

## 実績報告時に必要な書類

- 大津市商業地魅力アップ支援事業補助金補助金補助事業実績報告書（様式第12号）
- 事業実施報告書（参考様式第9号）
- 収支決算書（参考様式第10号）
- 領収書の写し（明細を記したもの）
- 策定した商店街活性化計画の写し
- 商店街活性化計画を策定したことを証する書類
- その他市長が必要と認める書類

## (2) 商店街活性化計画に基づく事業支援

### ① 連携等支援事業補助金

目的

商店街が他団体と連携した取組みを支援することで、市内商業地の魅力の増進を効果的に図る。

#### 申込みができる方

商店街活性化計画に基づき他団体と連携した取組みを実施する商店街

#### 対象となる事業

商店街活性化計画に基づき、商店街が大規模小売店舗、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、大学、市民団体等の他団体と連携する事業であって、商店街及び地域の活性化に資すると認められるもの（商店街活性化計画の計画期間中に実施されるものに限る。）

※商店街及び地域の活性化に資すると認められるものとは、一過性のイベントに留まらず、相乗効果や波及効果がある連携事業であり、経費の負担や事業の役割分担等の実態が伴っていることを条件とし、資金のみの提供は対象とならない。

##### 連携事業例

- 商店街や地域の情報発信を行うためにポスターを地域の大学にデザインや編集等の協力を経て作成する事業
- 商店街が起業スクールの受講生と共に、空き店舗や軒下を利用してマルシェを行い、商店街の認知と大津市内での創業支援を行う事業
- 商店街が地域の大型商業施設と協力してオリジナルエコバックの作成を行い、地域全体で環境にやさしい商店街地域を目指す事業
- 3つの商店街が連携して商店街の歴史をたどる情報誌を発行し、商店街の活性化と周知を行う事業

#### 対象となる経費

委託料、謝礼及び旅費等（商店街の内部関係者に対して支払うものを除く。）、工事請負費、原材料費、使用料及び賃借料（商店街の内部関係者に対して支払うものを除く。）、広告料、消耗品費、通信運搬費、保険料その他の補助事業の実施に要する経費であって、市長が必要と認めるもの。ただし、商店街の運営に係る経費、商店街の内部関係者の飲食等食糧費に相当する経費その他補助することが適当でない認められる経費を除く。

## 補助率・補助金額

1年目：補助対象経費の2分の1に相当する額。ただし、400,000円を上限とする。

2年目：補助対象経費の3分の1に相当する額。ただし、250,000円を上限とする。

## 申請時に必要な書類

- 大津市商業地魅力アップ支援事業補助金補助金交付申請書（様式第1号）
- 連携等支援事業補助金事業実施計画書（参考様式第4号）
- 経費内訳書（参考様式第3号）
- 商店街活性化計画書の写し（連携等支援事業に関する記載のあるもの）（参考様式第1号）
- 連携する団体等の一覧
- その他市長が必要と認める書類

## 実績報告時に必要な書類

- 大津市商業地魅力アップ支援事業補助金補助事業実績報告書（様式第12号）
- 事業実施報告書（参考様式第9号）
- 収支決算書（参考様式第10号）
- 領収書の写し（明細を記したもの）
- その他市長が必要と認める書類

## ② 起業・創業促進新規出店支援事業補助金

### ア 改装費補助金

### イ 家賃補助金

#### 目的

起業・創業（第2創業を含む。）しようとする者が商店街の空き店舗を自ら借り上げて店舗を再生する事業を支援することで市内商業地の魅力の増進を効果的に図る。

## 申込みができる方

### ア 改装費補助金

空き店舗を自ら借り上げて店舗を再生する事業を行う起業・創業（第2創業を含む。）しようとする者

ただし、

- ① 商店街活性化計画の計画期間中に補助金の申請（家賃補助金にあっては、初年度の申請）を行った者であること。
- ② 商店街活性化計画において出店者の要件が定められている場合にあっては、当該要件を具備していること。
- ③ 法律に基づく許認可等が必要な場合は、その許認可を有し、又はその取得が確実であるものであること。
- ④ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当しないものであること。
- ⑤ 空き店舗の所有者と同一世帯に属し、又は生計を一にする者でないこと。
- ⑥ 空き店舗の所有者の親族でないこと。
- ⑦ 同一の商店街内の店舗を移転するものでないこと。
- ⑧ 出店後継続して2年以上店舗として事業を行うものであること。
- ⑨ 過去に大津市中心市街地空き店舗活用事業補助金、大津市空き店舗再生支援事業補助金又はこの項の起業・創業促進新規出店支援事業補助金の交付を受けた者でないこと。
- ⑩ ⑨に掲げる者と同一世帯に属し、又は生計を一にする者でないこと。ただし、本市と賃貸借契約を締結し、まちなか交流館のチャレンジショップに出店した者であって、引き続き空き店舗に出店しようとする者を除く。
- ⑪ 出店する商店街に加入し、その商店街活性化計画に基づく取組みに積極的に参加する者であること。
- ⑫ 本市以外の市町村を含む市町村税に滞納がないこと。
- ⑬ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

### イ 家賃補助金

#### 家賃補助を受けるものの追加条件

大津市主催の大津・女性ビジネスプランコンテストのファイナリストとして出場し、起業・創業に向けてのプレゼンテーションを行ったもの（出場年度は問わない。）又は産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第26項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けた者であること。

## 対象となる事業

### ア 改装費補助金・イ 家賃補助金 共通

商店街活性化計画に基づき空き店舗の解消に取り組む商店街の区域内に存する次に掲げる要件を満たす空き店舗（商業活動を休止した店舗で市長が認めるものをいう。以下「空き店舗」という。）において起業・創業（第2創業を含む。）しようとする者が当該空き店舗を自ら借り上げて店舗を再生する事業

- ・ 1階部分を店舗として使用していること。
- ・ 入り口が歩道又は道路に面していること。

## 対象となる経費

### ア 改装費補助金

空き店舗の改装及び付帯設備の設置に要する経費（備品購入費を除く。）であって、次に掲げるもの。ただし、開店に必要と認められる経費で、市内に本店登記がある法人（申請者と同一世帯に属し、又は生計を一にする者が役員である法人を除く。）又は市内に住所がある個人事業主（申請者と同一世帯に属し、又は生計を一にする者を除く。）が施工するものに限る。

- ・ 内装工事費
- ・ 給排水設備工事費
- ・ 電気工事費
- ・ 冷暖房設備工事費
- ・ 外壁工事費

### イ 家賃補助金

空き店舗の月額家賃

## 補助率・補助金額

### ア 改装費補助金

補助対象経費の5分の1に相当する額。ただし、500,000円を上限とする。

### イ 家賃補助金

月額家賃の3分の1に相当する額。ただし、1月につき25,000円を限度とする。



## 申請時に必要な書類

### ア 改装費補助金・イ 家賃補助金 共通

- 大津市商業地魅力アップ支援事業補助金補助金補助金交付申請書（様式第1号）
- 起業・創業促進新規出店支援事業補助金事業実施計画書（参考様式第5号）
- 資金計画書（参考様式第6号）
- 空き店舗の所有者又は管理者と締結した賃貸借契約書の写し
- 商店街の推薦書（ただし、初年度の申請に限る）（参考様式第7号）
- 市税の納税証明書
- 商店街活性化計画書の写し（出店する商店街の商店街活性化計画で、商店街区域における空き店舗への誘致について記載のあるもの）（参考様式第1号）
- 誓約書（参考様式第8号）

### ア 改装費補助金

- 見積書の写し
- 改装工事前の店舗の写真
- その他市長が必要と認める書類

### イ 家賃補助金

- 大津市主催の大津・女性ビジネスプランコンテストのファイナリストとして出場し、起業・創業に向けてのプレゼンテーションを行ったもの（出場年度は問わない。）又は産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第26項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けた者であることを証する書類
- その他市長が必要と認める書類

## 実績報告時に必要な書類

### ア 改装費補助金・イ 家賃補助金 共通

- 大津市商業地魅力アップ支援事業補助金補助金補助事業実績報告書（様式第12号）

### ア 改装費補助金

- 空き店舗の改装工事の工事請負契約書の写し
- 支払領収書の写し
- 完工写真
- 組合加入証明書（参考様式第11号）
- その他市長が必要と認める書類

### イ 家賃補助金

- 家賃支払領収書（写し）
- 組合費領収済証明書（参考様式第12号）
- その他市長が必要と認める書類